

高槻市告示第 687 号

大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく
要届出管理区域の指定解除について

大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成 6 年大阪府条例第六号）第 81 条の 12 第 2 項の規定により、平成 27 年高槻市告示第 390 号により指定した要届出管理区域の指定を解除する。

平成 27 年 12 月 24 日

高槻市長 濱田 剛史

- 1 指定を解除する区域
大学町 344 番 3、355 番 1、355 番 11 の各一部（別図のとおり）
- 2 大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成 6 年大阪府規則第八十一号）第 48 条の 33 第 1 項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
砒素及びその化合物
- 3 大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成 6 年大阪府規則第八十一号）第 48 条の 33 第 2 項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 4 講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去（掘削除去）

別図

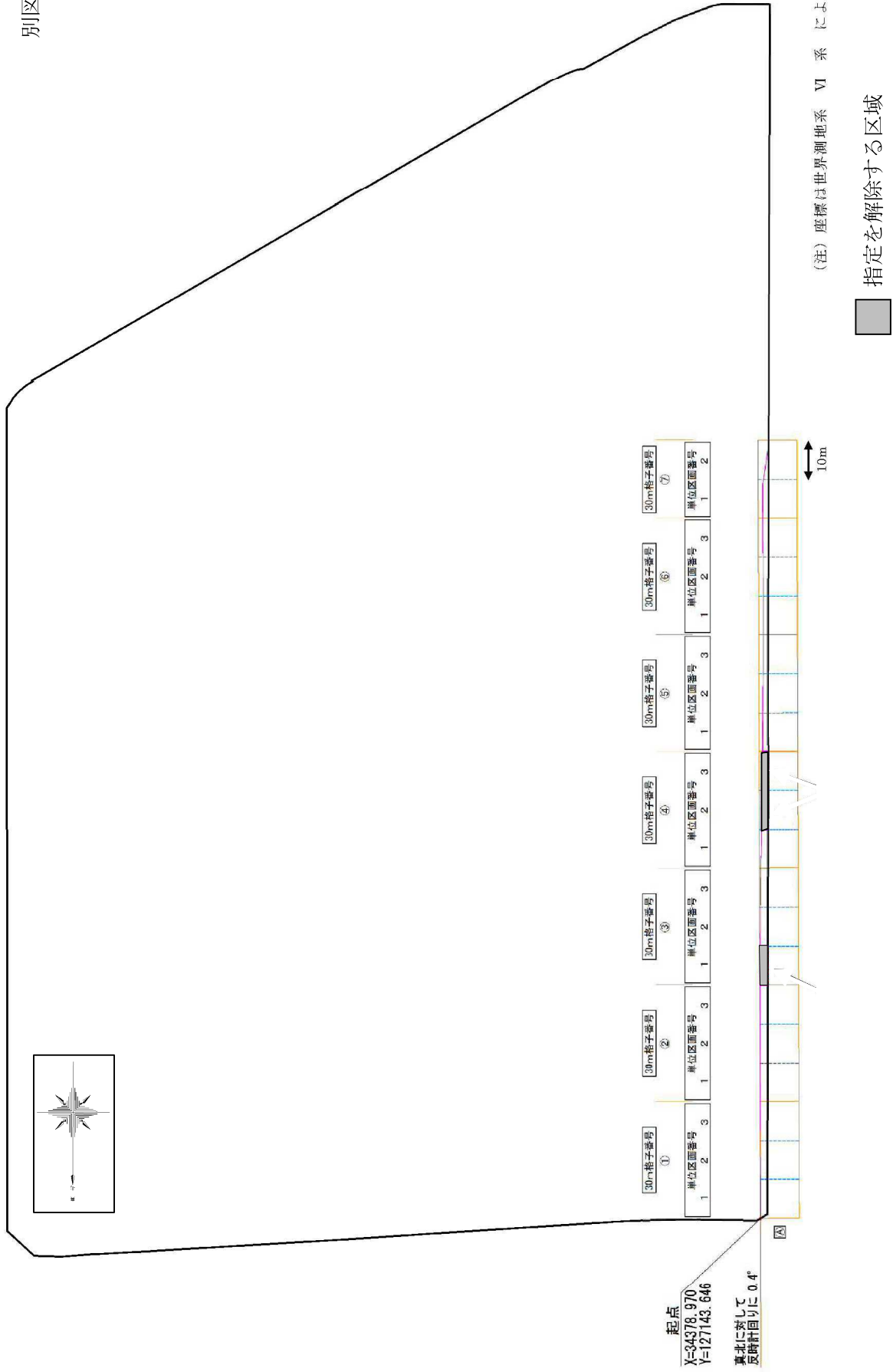


図. 要届出管理区域